

規 則 名	理 由	要 旨
<p>教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 規定の削除 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許更新制に係る規定を削る。 (第17条、第18条及び第19条)</p> <p>2 様式の削除 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許更新に係る様式を削る。 (第18号様式、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式及び第24号様式)</p> <p>3 規定の整備 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い規定を整備する。 (第2条、第3条、第4条、第20条及び第21条)</p> <p>4 施行期日 (1) 令和4年7月1日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則（昭和四十二年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中	「	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一百五十八号）	改正法
		教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	平成十九年
		教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	改正省令
		免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）	更新講習規
	」		

改正法

を

「教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一百五十八号）」

改正法

規則

に改める。

第三条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第二項」に改める。

第四条中「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」とする。

第十七条から第十九条までを削る。

第二十条中「第二十五号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条を第十八条とする。

第十八号様式から第二十四号様式までを削り、第二十五号様式を第十八号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている申請書（第二十五号様式に限る。）は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により作成されている用紙（第二十五号様式に限る。）で残存するものについては、令和四年七月一日から当分の間、使用することができる。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行																																				
<p>(関係法令の略称)</p> <p>第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ下欄のとおり略称する。</p> <table border="1" data-bbox="183 504 774 1814"> <thead> <tr> <th>上欄</th> <th>下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）</td> <td>免許法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）</td> <td>改正法</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(授与等の願い出)</p> <p>第三条 免許法第五条第一項、<u>第十六条第一項</u></p>	上欄	下欄	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	免許法	教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）	施行法	教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則	教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）	改正法	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<p>(関係法令の略称)</p> <p>第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ下欄のとおり略称する。</p> <table border="1" data-bbox="821 504 1412 1814"> <thead> <tr> <th>上欄</th> <th>下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）</td> <td>免許法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）</td> <td>改正法</td> </tr> <tr> <td><u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</u></td> <td>平成十九年改正法</td> </tr> <tr> <td><u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</u></td> <td>改正省令</td> </tr> <tr> <td><u>免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）</u></td> <td>更新講習規則</td> </tr> </tbody> </table> <p>(授与等の願い出)</p> <p>第三条 免許法第五条第一項、<u>第十六条の二第</u></p>	上欄	下欄	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	免許法	教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）	施行法	教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則	教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）	改正法	<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</u>	平成十九年改正法	<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</u>	改正省令	<u>免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）</u>	更新講習規則
上欄	下欄																																				
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	免許法																																				
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）	施行法																																				
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則																																				
教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則																																				
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）	改正法																																				
(削る)	(削る)																																				
(削る)	(削る)																																				
(削る)	(削る)																																				
上欄	下欄																																				
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	免許法																																				
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）	施行法																																				
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則																																				
教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則																																				
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）	改正法																																				
<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）</u>	平成十九年改正法																																				
<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）</u>	改正省令																																				
<u>免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）</u>	更新講習規則																																				

改 正 案

、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一〜七 略

(免許法による検定の願ひ出)

第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第五項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願ひ出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一〜十 略

(削る)

現 行

一、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一〜七 略

(免許法による検定の願ひ出)

第四条 免許法第五条第一項、第三項若しくは第六項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願ひ出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一〜十 略

(更新講習の受講義務を課す者及び講習を受講できる者)

第十七条 改正省令附則第三条第二号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す者は、県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県内の教育委員会の職員となつてゐる者であつて、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育長の職にある者
- 二 教育委員会の事務局に置かれる課等(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を掌るものに限る。)

改正案	現行
	<p>の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>三 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を掌るものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>四 前三号に定める者のほか、県及び市町村教育委員会の職員のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者</p> <p>2 改正省令附則第三条第三号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県、市町村又は県内の国立大学法人の職員となつている者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者</p> <p>二 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事（以下「学校法人等の理事」という。）</p> <p>三 前二号に準ずる者として教育長が認める者</p> <p>3 更新講習規則第九条第一項第二号の規定により免許管理者が定める講習を受講することができる者は、第一項に規定する者とする。</p> <p>4 更新講習規則第九条第一項第三号の規定により免許管理者が定める講習を受講することができる教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県、市町村、県内の国立大学法</p>

改正案	現行
(削る)	<p>人又は独立行政法人国立青少年教育振興機構国立普爾青少年自然の家の職員となつて  いる者であつて、学校教育又は社会教育に  関する専門的事項の指導等に関する事務に  従事している者</p> <p>二 学校法人等の理事</p> <p>三 前二号に準ずる者として教育長が認める  者</p> <p>(更新講習の免除対象者)</p> <p>第十八条 免許法施行規則第六十一条の四第二  号及び改正省令附則第十条第一項第二号の免  許管理者が定める者は、前条第一項に規定す  る者とする。</p> <p>2 免許法施行規則第六十一条の四第四号の免  許管理者が定める者は、前条第四項に規定す  る者とする。</p> <p>3 改正省令附則第十条第一項第四号の免許管  理者が定める者は、前条第二項に規定する者  とする。</p> <p>4 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び  改正省令附則第十条第一項第五号に規定する  表彰は、文部科学大臣表彰及び奈良県公立学  校優秀教職員表彰実施要綱に定める個人の表  彰であつて、有効期間の満了の日又は修了確  認期限までの十年の間に行われたものとする。</p>
(削る)	<p>(更新に係わる申請)</p> <p>第十九条 普通免許状又は特別免許状を有する  者は、免許法第九条の二第一項の規定により  次に掲げる申請を行わなければならない。</p> <p>一 免許法第九条の二第一項に規定する免許  状更新講習の課程の修了による申請 (第十  八号様式)</p> <p>二 免許法第九条の二第一項及び免許法施行</p>

改 正 案	現 行
<p>(授与証明書の願い出)</p> <p>第十七条 授与証明を願い出る者は、教育職員免許状授与証明書交付願(第十八号様式)を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>規則第六十一条の四に規定する者の申請(第十九号様式)</p> <p>三 免許法第九条の二第五項及び免許法施行規則第六十一条の六に規定する有効期間の延長申請(第二十号様式)</p> <p>四 平成十九年改正法附則第二条第二項及び改正省令附則第九条第一項に規定する更新講習修了確認申請(第二十一号様式)</p> <p>五 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認申請(第二十二号様式)</p> <p>六 改正省令附則第七条に規定する事由に該当する者の平成十九年改正法附則第二条第四項及び改正省令附則第九条第一項に規定する修了確認期限の延期申請(第二十三号様式)</p> <p>七 改正省令附則第十条第一項の規定に該当する者の平成十九年改正法附則第二条第五項括弧書き及び改正省令附則第九条第一項に規定する免許状更新講習の受講免除申請(第二十四号様式)</p> <p>(授与証明書の願い出)</p> <p>第二十条 授与証明を願い出る者は、教育職員免許状授与証明書交付願(第二十五号様式)を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第二十一条 (略)</p>





改正案

現行

(削る)

第19号様式

第19号様式 (第17条の3 関係)

(表) 有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

奈良県教育委員会 様

(フリガナ) 氏名	生年月日	年	月	日
電話番号・郵便	職名			
現住所	電話番号			

初等教育免許法施行規則第61条の外に規定する者には該当するため、初等教育免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除による免許状の有効期間の更新を申請します。

1 免除事由:

\* 変更を受けたことによる場合は、変更を行った主体も記入してください。  
? 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

免許状の授与、授与権者が現行する授与証明書、有効期間更新証明書 (有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書) 又は教員状の写しのいずれかを添付してください。

有する免許状が上記以外にある場合、現余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【証明書記入欄】 \* 上記1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。  
上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の外に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印



改正案

現行

(削る)

第20号様式

第20号様式 (第17条の3関係)

(様)  
有効期間の延長申請書

奈良県教育委員会 殿

(フリガナ) 氏名	生年月日	年	月	日
勤務校・機関	職名			
現住所	電話	本居地		

教育職員免許法9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定により、免許状の有効期間の延長を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授身年月日	授身業者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本居地

(注意事項)

- 免許状の写し、授身業者が発行する授身証明書又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。
- 有する免許状が上記以外にある場合、残条の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 延長事由:

- 延長前の有効期間満了日: 年 月 日
- 延長を申請する有効期間満了日: 年 月 日

(証明書記入欄) ※ 上記2の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。  
上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印

改正案

現行

(削る)

(四)  
有効期間の延長申請書

茶農家収入証紙をはってください。

氏名 \_\_\_\_\_

【削る免許状】(続き)

種類	免許状番号	授与年月日	授与機番 の氏名	免許状に既 載の本書用 の氏名

(削る)

第21号様式

第21号様式

奈良県教育委員会 殿  
更新講習修了確認申請書  
(表)

奈良県教育委員会 殿

(フリガナ)

氏名	年月日	年月日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の課題を修了したことについての確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与機関の氏名	免許状に記載された本籍地

- 注 1 免許状の専し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職口免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の修了証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が経過されている場合は修了確認期限証明書)のいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残りの免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は原修した免許状更新講習】

種別	開校者	修了(原修)年月日	対象免許種
必修領域	年月日	年月日	
選択必修領域	年月日	年月日	
選択領域	年月日	年月日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

- 注 1 開校者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」欄には、「教」(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に「対する講習」であれば「教」、養護教諭免許状に「対する講習」であれば「養」、栄養教諭免許状に「対する講習」であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。



改正案

現行

(削る)

第22号様式  
第22号様式

(改)  
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）  
附則第2条第3項第3号の確定申請書

奈良県教育委員会 殿

(フリガナ ) 年 月 日

氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第1条第3項第3号に規定する確定を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記された本籍地

- 注
- 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確定証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延長されている場合は修了確認期限延長証明書）のいずれかを添付してください。
  - 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

種別	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種別
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄・栄 教・養・栄・栄

注 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認期限延長証明書を添付してください。



改正案

現行

(削る)

第23号様式 (第17条の3 関係)

奈良県教育委員会 校  
修了確認期間延期申請書

(表)

氏名 (フリガナ)	生年月日	年	月	日
勤務校・機関	職名	年	月	日
現住所	電話番号	本籍地		

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。)附則第7条に規定する事由に該当するため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び改正省令附則第9条第1項の規定により、修了確認期間の延期を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	取得年月日	発与機関の氏名	免許状に記された本籍地

【注意事項】  
免許状の写し、授与機関が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期間が延期されている場合は修了確認期間延期証明書)のいずれかを添付してください。  
有する免許状が上記以外にある場合、残条の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 延期事由:

- 3 延期前の修了確認期限: 年 月 日
- 4 延期を申請する修了確認期限: 年 月 日

【証明書記入欄】 ※ 上記2の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。  
上記の書は、改正省令第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 印



(削る)

様式24号

第24号様式

(表) 免許状更新講習受講免除申請書

奈良県教育委員会 様

(フリガナ)		年	月	日
氏名		生年月日	年	月
属する種別		職名		
居住所		電話番号		

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号、以下「改正省令」という。）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、教育職員免許法及び教育公務員特任法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧及び改正省令附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

1 免除事由：

※ 表様を受け付けたことによる場合は、表様を行った主体も記入してください。

種別	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載された本籍地

(注) 有する免許状  
 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書、講習終了免許状及び教育公務員特任法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認書が添付されている場合は修了確認書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書の写し）のいずれかを添付してください。）、有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

(証明書記入欄) ※ 上記1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。  
 上記の者は、改正省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。



改正案

第18号様式

第18号様式

奈良県収入証紙をはってください

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

奈良県教育委員会 課

本願者 (〒 ) 都・道・府・県

(電話番号) \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

勤務先 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

のために必要ですので、免許状授与証明書の

交付をお願いします。

免許状種類	教科、事項 又は授業	免許状番号	授与年月日 年 月 日	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地	必要 枚数

当該証明書一枚につき、500円の手数料が必要です。

現行

第25号様式

第25号様式

奈良県収入証紙をはってください

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

奈良県教育委員会 課

本願者 (〒 ) 都・道・府・県

(電話番号) \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

勤務先 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

のために必要ですので、免許状授与証明書の

交付をお願いします。

免許状種類	教科、事項 又は授業	免許状番号	授与年月日 年 月 日	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地	必要 枚数

当該証明書一枚につき、500円の手数料が必要です。